

＜対策のポイント＞

国有農地等を適切に管理し、早期に処分します。

＜事業目標＞

売却不能な国有農地等をゼロとするため、所要の手続を実施 [令和11年度まで]

＜事業の内容＞

1. 国有農地等管理処分委託費、庁費及び旅費

218百万円（前年度 196百万円）

国が行う管理のために必要な経費のほか、国有農地等を早期に処分していくため、地番・公図がない処分不能な国有農地等について、測量・境界確定及び表示に関する登記等を行う経費を措置します。

相続土地国庫帰属制度により、国が取得した農地の管理及び処分を行うための経費を措置します。

2. 国有農地等事務取扱交付金

1,794百万円（前年度 1,694百万円）

都道府県が行う国有農地等の管理、売扱等に向けた対象地の調査及び債権管理等を行うための経費を交付します。

3. その他管理処分に要する経費

① 農地等価格鑑定料	14百万円（前年度 14百万円）
国有農地等の処分予定地について、不動産鑑定士等にその価格の鑑定を依頼するために必要な経費を措置します。	
② 不動産購入費	7百万円（前年度 7百万円）
農地等の買収等に必要な経費を措置します。	
③ 幼齢林等補償費	2百万円（前年度 2百万円）
農地等の買収等をする際に必要となる補償費を措置します。	

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【事業対象】

- 農地法等の規定に基づき国が買収し、管理を行っている国有農地等
- 相続土地国庫帰属法に基づき国が取得し、管理を行っている農地



〔 国有農地等管理処分委託費等（国）、国有農地等事務取扱交付金（都道府県） 〕

【適切に管理するために】

- 土地の管理保全（防災・復旧補修、雑草木等処理、柵・表示板の設置 等）
- 売扱や不要地認定に向けた対象地の調査、権利関係の調整 等
- 貸付料の徴収決定・収納や収納未済事案の処理

【早期に処分するために】

《売却不能な国有農地等をゼロに》

- 境界が未確定だったり、土地の登記等が完成していないもの
→測量・境界確定、表示登記を実施
- 買受優先権のある旧所有者等の買受意向確認が未了のもの
→旧所有者等の買受意向を公告等により確認



【売却可能な国有農地等から速やかに処分】

- 農業者や買収前の旧所有者等へ売却、財務省へ引継、旧所管庁へ返却、道水路は市町村等へ譲与

【お問い合わせ先】 経営局農地政策課 (03-6744-2155)